

笛吹市告示第D14号

捕獲犬の抑留について

笛吹市犬取締条例第3条第1項により、犬を捕獲抑留したので同条第2項の定めるところにより公示する。

犬の所有者は、2月16日までに笛吹市役所本庁にて引き取りの手続きをしてください。

記

1. 捕獲期日 令和8年2月10日
2. 捕獲場所 笛吹市一宮町田中地内
3. 犬の特徴 甲斐犬風 雌 中型 黒色 首輪なし
4. 抑留期間 令和8年2月12日より3日間
5. 抑留場所 笛吹市役所 本庁

令和8年2月10日

笛吹市長 山 下 政 樹